

横浜国立大学国語・日本語教育学会会則

一、(名称) 本会は、横浜国立大学国語・日本語教育学会と称する。

二、(目的) 本会は、国語学・国文学・漢文学・国語教育・日本語教育・書写書道に関する研究を行い、併せて会員相互の親睦を図ることをもって目的とする。

三、(事業) 本会は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 学会誌の発行、図書発行
2. 大会、研究発表会、講演会等の開催
3. その他必要と認める事業

四、(会員) 本会は、次のいずれかの項に該当し、本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

1. 本学教員、附属学校教員、大学院生、学部学生および卒業生・修了生
2. 本学教員であった者
3. その他評議会の承認を得た者

五、(役員) なお、会員は学会誌の配布を受け、同志に論文の投稿ができ、研究発表会等で研究発表をすることができる。
本会の役員は、次の任務を遂行する。

1. 代表 一名
2. 評議員 若干名
3. 運営委員(庶務、編集、会計) 若干名
4. 会計監査 二名

六、(任務) 本会の役員は、次の任務を遂行する。

1. 代表は会を代表し会務を統括する。
2. 評議員は会の運営に関する事項を審議または決定する。
3. 運営委員はそれぞれの会務を執行する。
4. 会計監査は会計を監査する。

七、(選出)

本会の役員は、次の方法により選出する。

代表・評議員・運営委員・会計監査は会員の中から、それぞれ総会の議を経て選出する。

八、(任期)

本会の役員の内任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

九、(名誉会員)

本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は評議会で推薦し総会で承認する。

十、(総会)

本会は年一回の総会を開き、事業の報告、予算決算の審議と承認、役員を選出と承認などを行う。

十一、(会費)

本会の経費は、会費・寄附金その他をもってこれに当てる。会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

十二、(所在地)

本会の事務局は、神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台七九・二横浜国立大学教育学部国語・日本語教育講座に置く。

十三、(会則変更)

本会則の変更は、総会の議を経るものとする。

付則

1. 会費は年額一人二千円(大学院生、学部生は年額一人千円)とする。
2. 会費のほかに、会務の円滑な運営を図るため、賛助会費を申し受ける。賛助会費は任意とし、一口千円とする。
3. 学会誌の発行は年一回とし、発行の時期は三月とする。
4. 本会則は、昭和五十七年七月十日から施行する。
5. 本会則は、平成十二年十二月二日から改正施行する。
6. 本会則は、平成二十七年十二月六日から改正施行する。
7. 本会則は、平成二十八年十二月四日から改正施行する。

郵便振替

口座番号 0023016152925

加入者 横浜国立大学国語・日本語教育学会